

津幡町公告第3号

国土調査による地図及び簿冊の作成公告

津幡町字五反田及び字中須加地内の土地において、国土調査法による地籍調査を行い、地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。
なお、当該地図及び簿冊は、下記のとおり一般の閲覧に供する。

令和8年1月14日

津幡町長 矢 田 富 郎

記

1. 地図及び簿冊の名称

津幡町字五反田及び字中須加の一部（五反田・中須加地区）の地籍図及び地籍簿

2. 地図は令和6年12月測量、簿冊は令和7年11月12日現在の状況により調査して作成したものである。

3. 閲覧期間 令和8年1月15日（木）から

令和8年2月 3日（火）まで 20日間

4. 閲覧場所 津幡町役場総務部監理課窓口

（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く、9時から17時までの間）

5. 閲覧の結果、誤り等が認められた場合は、上記の閲覧期間内に、訂正の申し出をすることができる。

6. 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。